

地域未来投資促進税制

地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた事業者が、承認された事業計画に基づいて設備投資を行う場合に、事業の先進性を有する等の要件について国の確認がなされた設備投資を対象として減税措置を講じる。

地域未来投資促進法における支援スキーム

地域経済牽引事業計画

地域経済牽引事業計画の承認のポイント

- ・都道府県及び関係市町村が作成する基本計画に定める以下の要件に合致していること
- ①地域の特性の活用
- ②高い付加価値の創出
- ③地域の事業者に対する相当の経済的効果

事業者
策定

都道府県
承認

課税の特例措置

【課税の特例の確認の要件】

- ①先進性を有すること(※)
- ②対象事業の売上高伸び率 (%) \geq 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率 (%) + 5% かつ 対象事業の売上高伸び率 (%) がゼロを上回ることを満たすことが必要
- ③総投資額が2,000万円以上であること
- ④前年度の減価償却費の10%を超える投資額であること (地方自治体が事業者として参画する場合を除く。)

国
確認

課税の特例の対象・内容

承認された事業計画に基づいて行う設備投資に係る減税措置を講じる

対象設備	特別償却	税額控除
機械装置	40%	4%
器具備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

※対象資産の取得価額の合計額のうち、本税制の支援対象となる金額は100億円が限度
 ※特別償却は、限度額まで償却費を計上しなかった場合、その償却不足額を翌事業年度に繰り越すことができる。
 ※税額控除は、その事業年度の法人税額又は所得税額の20%までが上限となる。

※生産活動の基盤に著しい被害を受けた地域を除く